

ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会（第1回） 議事要旨

1. 日時：2017（平成29）年12月1日（金）13:30～15:00
2. 場所：中央合同庁舎2号館1階共用会議室2A・2B

3. 議事要旨：

3-1 開会

3-2 挨拶 国土交通省：国土交通省住宅局建築指導課 淡野課長

3-3 委員紹介

- ・委員名簿及び配席図の確認にて委員紹介とする

3-4 座長選出

- ・「検討会設置要綱」（資料1）の第4条に「委員の中から互選によりこれを定める」とあり、布田委員からの推薦により高橋儀平氏が座長に選出された。

3-5 座長挨拶：東洋大学高橋教授

3-6 議事

3-6-1 ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会の設置等について

- ・事務局より資料2-1. 2-2. 2-3. 2-4を説明。

3-6-2 意見交換

（1）バリアフリー法第14条に基づく条例制定の状況、補助制度等について

- 大阪府においては、義務付け対象規模の面積要件は1,000㎡に引き下げているが、バリアフリー改修を対象とした補助制度は特に設けていない。なお建築物ではないが、鉄道駅に設置するEVや駅ホームに設置するホームドアへの補助制度はある。また、府の審議会においてホテル・旅館のバリアフリー化の促進の話は出ており、特に情報提供について重要性を指摘されている。
- 横浜市においては、義務付け対象規模の面積要件を1,000㎡に引き下げている。また規模については、客室総数100超のホテル・旅館における車いす利用者用客室の設置数基準は2以上としており、これは平成9年の福祉のまちづくり条例の時から（福まち条例とバリアフリー法に基づく条例の一本化された現在の条例は基準をそのまま移行したもの）である。バリアフリー改修の補助制度等については、所管外であるため正確には把握していない。

- 東京都においては、面積要件を 1,000 m²に引き下げることに加え、出入口の寸法（85cmに強化）等各種の単位空間における基準を条例で上乘せしている。設置数の基準は変えていない。また、バリアフリー改修の補助制度については、宿泊施設バリアフリー化支援補助金（産業労働局）を実施しており、バリアフリー客室やバリアフリースイートの設置等に対して補助を行っている。

（２）ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しについて

- 客室数の基準見直しの見通しや一般客室のバリアフリー対応の基準化については、本検討会における意見や、現在実施中のホテル・旅館の実態調査における現状の把握結果を踏まえてどうすべきかを決定する。なお、東京 2020 大会に向けた取り組みという点では東京都や組織委員会が対応している。また、基準を見直すことで新たに建築設計標準の見直しを行うかについては、今回の基準の見直しがとりまとまった後での検討になる。
- 東京 2020 大会において車いす使用者がどの程度来日するのかについては、現在は組織委員会においても把握していない。
- 現在実施中のアンケート調査については、今回は各団体を通じて個別のホテル・旅館にアンケートを行っているため、最終的な送付宛先総数については把握していない。また結果の公表については、今回のアンケート調査によりまずは実態を把握した上で、どの様に情報提供を行っていけば良いか（情報提供方法）も含めて検討する流れとなる。したがって、ホテル・旅館の名称等を含めて今回の結果をそのまま公表することはない。
- 客室の情報提供については、これから海外からの旅行者かつ障害者等の受入れのため、英語への対応に加えて、情報の内容として部屋の広さ、段差、浴室の間口、といった点が求められるため、これらの情報を一元化した提供の在り方が必要ではないか。なお、ホテル・旅館の客室の情報提供の在り方については、今後観光庁を中心に検討していくことになる。
- 一般客室のバリアフリー化については、障害者側の利用の選択肢を提供してほしいという主旨。昨年度改正した建築設計標準において、一般客室の改修例を追加して示すこと等を行ったため、これをしっかりと周知していきたい。
- ホテル・旅館の客室については、需要や目標を想定することが必須ではないか。2030 年に訪日外国人が 6,000 万人に達すると予想されていることを踏まえると、WHO が発表している障害者の割合である 10%を前提として（日本は 5.8%）、2030 年に必要なバリアフリー客室の総数を想定し、現状との差を埋める様な計画を策定することが重要。この計画においては、当然一般客室のバリアフリー化を進めることを盛り込み、また IPC の東京 2020 アクセシビリティガイドライン等も参考にすべき。

(3) 施設側の実態等について

- 現在は、全国では当時よりはバリアフリー対応は良くなっているという実感であるが、特に地方のホテル・旅館においては短期的なP/Lは良くなってもB/Sが悪いという状況にある。とりわけ古いホテル・旅館においては客室が狭い場合も多く、UDルームを設置するには2部屋を1部屋に改修する必要があるため費用も多大に発生してしまうという実態がある。
- 各々の施設のタイプに合ったバリアフリー対応の在り方を考えることが重要ではないか。
- 近年の民泊の興隆の影響もあり、ホテル・旅館の大半が厳しい経営状態にあると考えている。全国統一で基準化するのではなく、地域毎のニーズに合わせて、各地方において仕組みをフレキシブルに検討することが重要ではないか。
- 前回の設計標準の検討会では、ユニットバスをどの様に改修していくかが既存改修における大きなハードルであった。また、比較的広い客室（25～30㎡）の一般客室をどの様に使っていくかも検討が必要であった。

(4) その他

- 車いす使用者用客室、アクセシブルルーム、バリアフリー客室、UD客室、等様々な名称があるため、議論を円滑にするためにも定義を明確にする必要があるのではないか。ただ、法令上は「車いす使用者用客室」であるので、本検討会においてはその様な認識として、情報提供という点での名称は、観光庁が中心となって行う情報提供のあり方の検討の中で行うことになると考える。

(5) 次回検討会に向けて

- IPCガイドライン、東京アクセシビリティガイドラインについて、次回検討会において事務局側で概要を整理して報告する。
- 現在、ホテル・旅館の実態調査を実施しているが、次回の本検討会までに、調査結果の概要を事務局から委員に対して事前に共有していただきたい。
- 東京2020大会に向けたホテル・旅館のバリアフリー対応については、ロンドンオリ・パラを参考にできるのではないか。ロンドンにおける誘致後の対策と事後評価について知りたい。

- 情報提供の在り方については、例えばホテル・旅館検索予約サイトにおける表示・検索方法を工夫することも有効ではないか。この様な検索予約サイトの業界・事業者から、次回検討会に参加いただけないか。

3-7 閉会

-以上-